

〔診査場所及び時間〕

(日・祭日は除く)

診 査 場 所	診 査 時 間
天野医院、岡田病院、高木医院	月曜日から土曜日までの午前中
斉藤医院、木下皮膚科	月曜日から金曜日までの午前9時～午後5時
長門総合病院	火曜日から金曜日までの午前9時～午前11時
宮尾医院	火曜日から金曜日までの午前中
福永病院長門診療所	月・木・金曜日の午前9時～午後5時
高木小児科医院	月曜日から金曜日までの午後2時～午後4時
持山外科整形外科医院	火曜日から金曜日までの午前9時～午後5時
倭山病院	月曜日から金曜日までの午前中
吉村内科医院	月曜日から金曜日までの午後2時～午後5時
斎木病院	月曜日から金曜日までの午後2時～午後5時
岡田クリニック	火曜日から金曜日までの午後1時半～午後4時半

老人の無料健康診査を

受けましょう

お年寄りの健康を願う毎年「老人健康診査」を行っています。

今年も次のとおり実施します。

日頃から健康診断を受け、常に健康保持につとめることが大切です。七十歳以上の人は、みんな受診しましょう。

◇受診できる人

大正二年十一月一日までに生まれた人

◇実施期間

十一月一日～十一月三十日

- ◇受診するとき持参するもの
- ①受診券：老人クラブ会員の人は会長を通じ配付します。その他の人は区長さんに申し出のうえお受けください。
- ②健康手帳
- ③受診料：無料
- (定められた検査項目のみ)

※詳しいことは、保健衛生課予防衛生係へおたずねください。

☎2111

内線247・291

サラ金規制二法スタート！

貸金業規制法及び出資法の一部を改正する法律の施行についてこれらの法律が十一月一日から施行されました。

一、貸金業を営む方は、次の点に注意し業務の適正な運営に努めてください。

○開業に当り事前に登録を要することとなります。

登録は二以上の都道府県の区域内に営業所等を設置して業務を営もうとするものにあつては大蔵大臣、一都道府県

の区域内にのみ営業所等を設置して業務を営もうとする場合は都道府県知事に申請することになります。

○無登録営業や過剰貸付、誇大広告が禁止されます。

○利息の上限金利は、法施行後

三年間は年七十三%となります。(従来は年百九・五%)

○取立て行為は厳しく規制されます。

○貸付条件の揭示、契約書面や受取証書の交付等が必要です。

○貸金業者の登録手続については次のところへお問い合わせください。

○県庁中小企業課

☎〇八三九一二二二二二

○大蔵省山口財務部理財課

☎〇八三九一二二二二二

○(社)山口県庶民金融業協会

☎〇八三九一二二二二二

二、貸金業を利用される方は、法律の趣旨を十分理解して借入条件の確認、契約書の取りかわし、また、弁済した時は受領書を受取るなど注意して利用してください。

○長門警察署防犯係

☎二二〇二二〇

「税を知る週間」10周年

税の無料相談所を開設

十一月十一日から十七日までは「税を知る週間」です。

本年は「税を知る週間」の十周年にあたります。

社会福祉や教育など、私たちの生活においても、いろいろな面でかわりあっている税金がどんな

悪質サラ金に用心

お金を借りられるときは、

◇どうしても必要なお金か。

◇返済の見込みはあるか。

◇などをよく考えましょう。

サラ金を利用される場合

◇広告宣伝に惑わされず信用できる店を選ぶこと。

◇契約書や返済した場合の領収書を受けること。

◇などに注意して下さい。

利息の計算や契約書等の書類がもらえないといった金銭貸借をめぐる困りごとは、

○警察本部困りごと相談電話

☎〇八三九一二五〇四三二

○長門警察署防犯係

☎二二〇二二〇

に相談して下さい。

また、乱暴な方法による借金の取立てなどによるトラブルがあればすぐ「一一〇番」しましょう。

の無料相談所を開設します。

◇日時 十一月十四日(月)

十時～十五時

◇場所 ながとプラザ

(2階フロア)

国税、県税、市民税など税のことなら何でも相談に応じます。

また、会場には「租税教室」や

「国税のしおり」など各種パンフ

フレットを用意しておりますので併せてご利用ください。

所得税
第二期分の納期は
十一月三十日まで

所得税の予定納税第二期分の納期限は十一月三十日です。

納める税金は、六月に税務署から「予定納税通知書」で通知された金額です。期限に遅れないよう最寄りの郵便局か銀行で納めてください。

なお、次のような事情によって本年の年税額が税務署から通知されている年税額より少なくなると見込まれる場合には、十一月十五日までに予定年税額の減額を申請することができま。

- ①廃業、休業、失業など
- ②地震、風水害、火災などの災害や盗難、横領によって財産に損害を受けたとき
- ③納税者やその家族が病気などで多額の医療費を支払ったとき
- ④結婚、出産などで、扶養親族が増えたときなど。
- ⑤業況不振などで前年より所得が相当少ないと見込まれるとき。

この減税申請する人は、「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出してください。

予定納税額の納付には、手数料がからず便利な「振替納税」の制度を、ぜひご利用ください。詳しいことは、長門税務署へおたずねください。

☎2441